

令和6年度 事業計画

施設名 介護老人保健施設晴山苑

所在地 千葉市花見川区花島町149番地1

所 管 事 業		定員	休業日
事 業 名	介護老人保健施設晴山苑	81名	無
	(介護予防)短期入所療養介護	空床利用型	無
	(介護予防)通所リハビリテーション	20名	日曜日、12月31日～1月3日
	(障害福祉サービス)短期入所	空床利用型	無

1 本年度の基本方針

利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助する。
また、家族や地域住民・関連機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援する。

○包括的ケアサービス施設

利用者の意思を尊重し、在宅または在宅相当施設での生活が過ごせるようチームで支援する。
そのために、利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供する。

○リハビリテーション施設

体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行う。

○在宅復帰施設

脳卒中、廃用症候群、認知症等による個々の状態像に応じて、多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努める。

○在宅生活支援施設

自立した在宅生活が継続できるよう、介護予防に努め、入所や通所リハビリテーションなどのサービスを提供するとともに、他サービス機関と連携して総合的に支援し、家族の介護負担の軽減に努める。

○地域に根ざした施設

家族や地域住民と交流し情報提供を行い、さまざまなケアの相談に対応する。
市区町村や各種事業者、保健・医療・福祉機関などと連携し、地域と一体となったケアを積極的に担う。
また、評価・情報公開を積極的に行い、サービスの向上に努める。

2 職員体制

事業所	職 種	常 勤	非 常 勤
管 理 者	苑長	1名	
	苑長代行	1名	
	事務長代行	1名	
	看護師長	1名	
介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入 所療養介護 ・(障害福祉サービ ス)短期入所	看護職員	6名(兼務を含む)	4名
	介護職員	20名	11名
	理学療養士	4名(兼務を含む)	1名(兼務)
	支援相談員	2名	
	管理栄養士	2名	
	事務職員	2名(兼務)	1名(兼務)
(介護予防)通所リハ ビリテーション	看護職員	1名(兼務)	
	介護職員	4名	5名
	理学療法士	4名(兼務を含む)	1名(兼務)
	事務職員	2名(兼務)	1名(兼務)
合 計		51名(兼務を含む)	24名(兼務を含む)

3 事業名

介護老人保健施設・(介護予防)短期入所療養介護・(障害福祉サービス)短期入所	定員	81名
(介護予防)通所リハビリテーション	定員	20名

【本事業のミッション】

○介護老人保健施設

- ・施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指す。
- ・入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努める。
- ・明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- ・入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- ・サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

○(介護予防)短期入所療養介護

要介護(支援)状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

○(障害福祉サービス)短期入所

利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う。

○(介護予防)通所リハビリテーション

要介護(要支援)状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

【令和6年度の取組目標】

- ・介護老人保健施設本来の役割である在宅支援に積極的に取り組むに合わせ、介護保険制度の見直し等に伴い施設が果たす役割も変化しており、変化への対応と基本の徹底を図ることで地域に根差した施設運営に努めます。
- ・昨今の新型コロナウイルスの拡大及び大規模な自然災害被害に鑑み、感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、事業継続計画(BCP)に基づいた研修・訓練を実施し、内容充実を図る。
- ・介護報酬改定の内容理解を進め、各規定・要件に沿った施設サービスの提供を行う(認知症ケアの充実・医療機関等との情報連携推進など)。

【重点目標】

◆目標利用率

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込	令和6年度目標
介護老人 保健施設 ・(介護予防) 短期入所療養 介護 ・(障害福祉 サービス) 短期入所	91.4%	83.9%	88.3%	93.0%
・(介護予防) 通所リハビリ テーション	65.7%	71.0%	58.5%	63.0%

◆利用者支援サービスの充実

- ・昭和62年開設当時の建物(本館)においては建設から35年を経過しており、老朽化した機器の改修・更新や建物の維持管理に努めることによって、利用者のサービスの質の維持・向上を図る。
- ・LIFE(科学的介護情報システム)による利用者別フィードバック票の提供が始まったことから、利用者の残された能力と改善可能な能力を把握し、そこに注力したりハビリを行うことでADL全体の点数改善、利用者の状態に応じたデータに基づく適切なケアを提供する。
- ・市中の感染症拡大に対して感染防止対策を強化すること、又、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが提供できる体制を維持するため、事業継続計画(BCP)の内容充実・訓練研修に取り組む。
- ・障害福祉サービス事業の短期入所サービスについて、地域需要に合わせてより多くの方々にご利用いただけるように努める。
- ・各種の記録業務や見守り業務に情報通信技術を取り入れることで、ケアの質の向上に取り組む。

◆コンプライアンス計画

- ・規定の研修・委員会を適正に実施するとともに、(内部)伝達研修の内容も充実させる。
- ・感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「事業継続計画」(BCP))に基づき、必要な措置を講ずる。
従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。また、定期的はこの計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。
- ・感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的を実施する。

◆人材育成と職場環境の整備

- ・事業所内外の研修・講習を通じて支援技術の向上を図る。
- ・資格取得制度を活用して、業務に資する資格取得を促す。
- ・新たな人事考課制度の導入や諸規程の整備による組織体制の整備を図る。
- ・両立支援・休暇取得の促進などにより、業務負担の軽減を図る。

◆財務基盤強化への取組

- ・ 新型コロナウイルスなどの施設内感染の予防策を徹底し、集団感染など感染拡大防止に努めることで目標利用率の達成を図る。
 - ・ 地域の医療機関・居宅介護支援事業所等に対して、訪問頻度を増やすこと等、より積極的に働きかけをすることで、新規入所者数の確保につなげる。
 - ・ 介護報酬改定に際して日々知識集積に努め、加算算定にあっては収支面を含めて適切に対応したい。
- また、重点項目として新たに加算・または加配されたもの(リハビリテーション・栄養管理の情報連携促進他)については、引き続き算定に努める。
- ・ 人員配置にあっては、基準省令・加算算定要件を遵守するとともに、更なるICT化の推進等により不断の業務改善を行うことで効率化を図る。
 - ・ 建物設備・機器の経年使用により、改修を要するものが各所に生じており、計画的かつ常に導入効果の最大化を図る。

【施設・設備整備計画】

令和6年度は実施の計画はありません。